



近接工事の積算上の取扱いについて(通知)

技術基準の種類: 積算

通知日: 平成15年 3 月11日

管第2666号
平成15年3月11日

日野総合事務所県土整備局長
部 内 各 課 長
各 地 方 県 土 整 備 局 長
姫路鳥取線用地事務所長
鳥取空港管理事務所長
鳥 取 港 湾 事 務 所 長

様

県土整備部長
(公印省略)

近接工事の積算上の取扱いについて(通知)

このことについて、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整要領等を別添のとおり改正し、平成15年4月1日以降起工決裁する工事から適用することとしたので通知します。

記

主な改正概要

- ・近接の定義を、公道沿い200mとしたこと。
- ・諸経費調整のみの変更については、工事内容の変更を含む次回変更契約時に併せて変更契約するという運用を削除し、できるだけ速やかに変更契約することとしたこと。
- ・工事中止時の取扱いに関する運用を明記したこと。

共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整要領

1 一般的事項

(1) 総則

1) 趣旨

県土整備部が施行する工事は、単独工事に見合う工事費で積算することを原則とするが、本要領は、現場条件により、工事費のうち共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等(以下「諸経費」という)を調整することが妥当となる場合について、その積算方法等を定めたものである。

2) 定義

ア 諸経費の調整とは、工事を発注する際に、近接した既発注工事(以下「現工事」という)の施工業者がその工事を受注した場合、または近接する複数の工事を同一業者が同時期に受注した場合の実行予算上の有利性に対応した積算を行うことをいう。

イ 近接とは、公道に沿った至近距離が、概ね200m以内の場合をいう。

(2) 適用範囲

1) 工期

同一工事区域内または工事区域が近接する工事で、工期が重複または継続する工事について調整するものとする。

ただし、工期が継続する工事には、現工事の工事完成届受理日から調整しようとする工事の入札日までが14日以内(受理日を含む)の場合を含める。

2) 発注形態

諸経費調整を行うのは次の発注形態の場合とする。ただし、共同企業体(JV)とその1構成員との調整は行わないものとする。

ア 現工事の施工業者を含めて指名競争入札をし、現工事の施工業者が落札した工事(以下「追加工事」という)の場合

イ 近接して発注する2つ以上の工事に同一業者を含めて同時期に指名

- 競争入札をし、同一業者が落札した工事（以下「同時発注工事」という）の場合
 ウ 現工事の施工業者と随意契約を行う工事（以下「随契工事」という）の場合

3) 工事種別

諸経費調整は、原則として下表の工事種別により、同一の工事種別に属する工事間で行うものとする。（別表参照）

工事種別表

工事種別	発注工事種別
A	一般土木工事, ほ装工事(アスファルト), ほ装工事(アスファルト以外), 港湾工事, 交通安全施設工事, 法面処理工事, 解体工事(うち土木関係)
B	鋼橋工事, 機械設備工事
C	プレストレスト・コンクリート工事
D	電気工事, 通信設備工事
E	一般建築工事, 建具工事, 内外装工事, 屋根工事, 解体工事(うち建築関係)
F	塗装工事
G	造園工事
H	さく井工事
I	管工事

工事種別が異なる場合の取扱いは、以下のとおりとする。

積算体系が同一（一般管理費率が同じもの）の場合

- ・ 仮設物(指定仮設等)が共用できる場合は、その部分について調整する。
- ・ 現場管理費については調整する。
- ・ 一般管理費等については調整する。

積算体系が異なる場合

- ・ 調整しない。ただし、仮設物が共用できる場合はその部分のみ調整する。

4) 事業

対象とする事業は、原則として県土整備部が発注主体となる事業とする。
 なお、災害復旧事業及び他部局からの受託事業についても対象とする。

5) 会計年度

繰越、債務負担工事については、年度で区切らず全体工事を調整対象とする。

(3) 諸経費調整に基づいた契約を行う時期

- 1) 追加工事及び同時発注工事の場合は、同一業者が落札した後、できるだけ速やかに諸経費調整を行い、変更契約するものとする。
- 2) 随契工事の場合は、当初設計額の算定時点で諸経費調整を行い、契約するものとする。

(4) 入札に当たっての取扱い

追加工事及び同時発注工事の入札に当たっては、現場説明書の特記事項中その他に、次のとおり追記する。
 「この工事の受注者が、近接する区域において工期が重複または継続する工事も受注している場合は、諸経費を調整したもので変更契約する。」

(5) 設計変更

1) 追加工事又は随契工事の場合

諸経費の対象とする現工事の設計金額は、追加工事または随契工事の発注される時点のものとし、その後現工事の設計金額に変更を生じた場合でも、変更前の設計金額を調整対象とする。

ただし、追加工事または随契工事の設計変更時点で、現工事の設計変更が当初設計の30%以上であった場合は、変更後の設計金額を調整対象とする。

2) 同時発注工事の場合

一方の工事を設計変更するときの他方の工事の調整対象金額は、当初設計金額とする。

ただし、設計変更時点で他方の工事の設計変更が当初設計の30%以上であった場合は、変更後の設計金額を調整対象とする。

(6) その他

上記(1)から(5)の取扱いに疑義が生じた場合は、事業課及び管理課と協議すること。

2 共通仮設費の調整及び調整計算

(1) 追加工事の場合

1) 積上げ計算部分

ア 仮設費

共用できる場合は、その部分のみ調整する。

なお、追加工事が発注されることにより、現工事において仮設物の撤去費が不要となることが明らかな場合は、撤去費を現工事に計上しないものとする。

現工事で仮設物を設置し追加工事の発注までに空白が生じる場合は、必要に応じ保安費損料を含めた維持工事を別件で発注することを原則とする。

イ 運搬費

現工事と追加工事とが純工期(準備、後片付けを控除した工期)で重複する場合にかぎり調整する。また、現工事で計上している建設機械等が追加工事に共用または転用できるものについては調整する。

(注)追加工事を発注することにより、当然調整が予想される場合でも

現工事の運搬費は変更せず追加工事の調整で処理するものとする。

ウ 事業損失防止施設費

上記2-(1)-1)-アの仮設費に準ずるものとする。

エ 安全費

実態に合わせ調整する。

オ 技術管理費

実態に合わせて調整する。

カ 営繕費

実態に合わせて調整する。

キ その他の共通仮設費

工事の発注条件等を考慮し、調整すべきかどうか判断して行うものとする。

2) 率計算部分

ア 率計算部分の調整

原則として調整しない。ただし、工事期間がほとんど重複し、これによりことが明らかに不適当と判断される場合はこの限りでない。

イ 工種の適用

現工事と当該追加工事で工種が異なる場合は、現工事と追加工事の対象額の合計額に相当する主たる工種(直接工事費の大きい方の工種)の率を適用する。

ウ 調整計算の方法

現工事と当該追加工事の共通仮設費対象額を合算したもので率を算出し、各々の共通仮設費を求め、現工事の共通仮設費を控除したものの範囲内とする。(先取り方式)

a 調整の一般式は次のとおりとする。

$$A = (D \times \gamma 1) - B \times \gamma 2$$

A : 当該追加工事の共通仮設費

B : 現工事の対象額

D : 合算工事の対象額

$\gamma 1$: Dに相当する主たる工種の共通仮設費率

$\gamma 2$: Bに相当する現工事の工種の共通仮設費率

ただし、前記計算の場合にあってAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する共通仮設費は計上しない。

また、Aが当該追加工事単独で積算された所要額よりも大きい場合は当該追加工事単独の所要額とする。

b 補正率が適用されている場合の一般式は次のとおりとする。

() 現工事に補正があり、追加工事に補正がない場合

補正係数が加算の場合

$$A = (D \times \gamma 1 + B \times \beta 1) - B \times (\gamma 2 + \beta 1)$$

$\beta 1$: 現工事の補正係数

() 現工事に補正がなく、追加工事に補正がある場合

補正係数が加算の場合

$$A = (D \times \gamma 1 + C \times \beta 2) - B \times \gamma 2$$

C : 当該追加工事の対象額

$\beta 2$: 当該追加工事の補正係数

() 現工事及び追加工事に補正がある場合

補正係数が加算の場合

$$A = (D \times \gamma 1 + B \times \beta 1 + C \times \beta 2) - B \times (\gamma 2 + \beta 1)$$

ただし、前期計算の場合にあってAが負数となる場合は零額とみなし、追加工事に関する共通仮設費は計上しない。

また、Aが当該追加工事単独で積算された所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。

(2) 同時発注工事の場合

上記 2 - (1) の取扱いにおいて、「追加工事」を先に変更契約する工事に、また「現工事」を他方の工事に読み替えて適用する。

(3) 随契工事の場合

上記 2 - (1) の取扱いにおいて、「追加工事」を随契工事に読み替えて適用する。

3 現場管理費の調整計算

(1) 追加工事の場合

1) 調整方法

現工事と追加工事との準工事費を合算したもので現場管理費を求め、現工事の現場管理費を控除したものの範囲とする。

現工事と追加工事で工種が異なる場合は、現工事と追加工事の準工事費の合算額に相当する主たる工種の現場管理費率を適用する。

2) 調整計算

a 調整計算の一般式は次のとおりとする。

() 現工事、当該追加工事とも補正がない場合

$$A = (D \times \beta 1) - B \times \beta 2$$

A : 当該追加工事の現場管理費

B : 現工事の純工事費

D : 合算工事の対象額

$\beta 1$: D に相当する主たる工種の現場管理費率

$\beta 2$: B に相当する現工事の工種の現場管理費率

() 現工事に補正がなく、当該追加工事に補正がある場合

$$A = (D \times \beta 1 + C \times \gamma 2) - B \times \beta 2$$

C : 当該追加工事の調整後の純工事費

$\gamma 2$: 当該追加工事の現場管理費補正率

() 現工事に補正があり、当該追加工事に補正がない場合

$$A = (D \times \beta 1 + B \times \gamma 1) - B \times (\beta 2 + \gamma 1)$$

$\gamma 1$: 現工事の現場管理費補正率

() 現工事及び当該追加工事に補正がある場合

$$A = \{D \times (\beta 1 + \gamma 3)\} - B \times (\beta 2 + \gamma 1)$$

$\gamma 3$: D に相当する現場管理費補正率

B、C に対する $\gamma 1$ 、 $\gamma 2$ が各々異なる場合は純工事費による加重平均補正率とする。

ただし、前記計算の場合にあって、A が負数になる場合は零額とみなし、当該追加工事に関する現場管理費は計上しない。

また、A が当該追加工事単独で積算された所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。

(2) 同時発注の場合

上記 3 - 1 の取扱いにおいて、「追加工事」を先に変更契約する工事に、また「現工事」を他方の工事に読み替えて適用する。

(3) 随契工事

上記 3 - 1 の取扱いにおいて、「追加工事」を随契工事に読み替えて適用する。

4 一般管理費等の調整計算

(1) 追加工事の場合

1) 調整方法

現工事と追加工事の工事原価を合算したもので一般管理費等を求め、現工事の一般管理費等を控除したものの範囲とする。

2) 調整計算

調整計算の一般式は次のとおりとする。

$$A = (D \times \alpha 1 \times \delta 1) - B \times \alpha 2 \times \delta 2 + C \times \beta$$

A : 当該追加工事の一般管理費等

B : 現工事の工事原価(中止期間中の現場維持等の費用を含む)

C : 当該追加工事の調整後の工事原価

D : 合算工事の工事原価

$\alpha 1$: D に相当する一般管理費等率

$\alpha 2$: B に相当する現工事の一般管理費等率

β : 追加工事の契約保証に係る一般管理費等の補正值

$\delta 1$: 前払金支出割合による補正係数

現工事と追加工事の前払金支出割合が異なる場合は、B と C の加重平均による前払金支出割合から求めた補正係数

$\delta 2$: 現工事の前払金支出割合による補正係数

一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は小数点以下第 3 位を四捨五入して第 2 位止めとする。

現工事と追加工事の前払金支出割合が異なる場合は、B と C の加重平均による前払金支出割合から求めた補正係数とする。

(2)同時発注工事の場合
上記4-1の取扱いにおいて、「追加工事」を先に変更契約する工事に、
また「現工事」を他方の工事に読み替えて適用する。

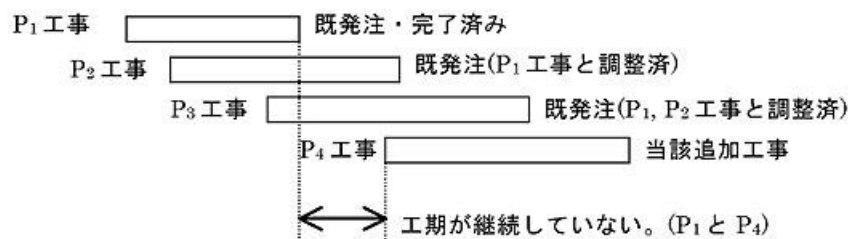
(3)随契工事の場合
上記4-1の取扱いにおいて、「追加工事」を随契工事に読み替えて適用する。

5 現工事が複数の場合の扱い

(1)現工事の範囲
現工事は、同一業者が施工している工事で、工期が重複または継続している全工事とする。

(2)調整計算
2から4の調整計算方法において現工事が複数ある場合は、その合算工事費をもって調整対象とする。
現工事が既に完成している工事と諸経費調整済みの工事の場合は、工期が継続している工事全体をひとつの工事として諸経費を仮想計算し、先取り方式で調整する。ただし、単独諸経費の方が安価となる場合はそれによる。

(例)



P4 工事の諸経費の調整方法の一般式は次のとおりとなる。

$$A \leq \{(P_{2*} + P_{3*} + P_4) \times \gamma + (\alpha_{2*} + \alpha_{3*} + \alpha_4)\} \\ - \{(P_{2*} + P_{3*}) \times \gamma_* + (\alpha_{2*} + \alpha_{3*})\}$$

A : 追加工事の共通仮設費

P_{2*}, P_{3*} : 現 P_2, P_3 工事をひとつの工事として諸経費を仮想計算する場合の対象額

P_4 : P_4 工事の対象額

γ : $(P_{2*} + P_{3*} + P_4)$ に相当する主たる工種の共通仮設費率

γ_* : $(P_{2*} + P_{3*})$ に相当する主たる工種の共通仮設費率

α_{2*}, α_{3*} : 現 P_2, P_3 工事をひとつの工事として諸経費を仮想計算する場合の共通仮設費のうち積上げ分

α_4 : P_4 工事の共通仮設費のうち積上げ分

補正率がある場合の計算は、3-(1)-2)に準拠するものとする。

6 旧基準で積算した工事に改正基準で積算した工事を追加する場合の現場管理費及び一般管理費等の調整について

(1)現場管理費の調整計算の一般式は次のとおりとする。

$$A = \{D \times (\beta_1 + \delta)\} - B \times (\beta_2 + \delta)$$

A : 当該追加工事の現場管理費

B : 現工事の純工事費

D : 合算工事の純工事費

β_1 : Dに相当する主たる工種の改正基準による現場管理費率

β_2 : Bに相当する現工事の工種の改正基準による現場管理費率

δ : 施工地域、施工時期等による補正係数

なお、 δ が現工事にあつて追加工事にない場合、現工事になくて追加工事にある場合及び現工事と追加工事で異なる場合は、3-(1)-2)に準拠するものとする。

(2)一般管理費等の調整計算の一般式

$$A = (D \times \alpha 1 \times \delta 1) - B \times \alpha 2 \times \delta 2 + C \times \beta$$

A：当該追加工事の一般管理費等

B：現工事の工事原価(中止期間中の現場維持等の費用を含む)

C：当該追加工事の調整後の工事原価

D：合算工事の工事原価

$\alpha 1$ ：Dに相当する改正基準による一般管理費等率

$\alpha 2$ ：Bに相当する改正基準による一般管理費等率

β ：追加工事の契約保証に係る一般管理費等の補正值

$\delta 1$ ：当該追加工事の前払金支出割合による補正係数

$\delta 2$ ：現工事の前払金支出割合による補正係数

一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。

現工事と追加工事の前払金支出割合が異なる場合は、BとCの加重平均による前払金支出割合から求めた補正係数とする。

(3) 設計変更について

旧基準により積算した工事の設計変更は、旧基準により積算するものとする。

(4) 共通仮設費について

共通仮設費の積算にあっても上記現場管理費の取扱いと同様とする。

別表

	積算体系	現場管理費の工事区分	目の細分	箇所	共通仮設費						現場管理費	一般管理費等	備考
					仮設費	運搬費	準備費	安全費	技術管理費	営繕費			
異なる工事種別	異なる				共用できる部分のみ ○	×	×	×	×	×	×	×	組合せ例①
	同一				" ○	×	×	×	×	×	○	○	②
同一の工事種別	"	異なる			" ○	△	△	△	△	△	○	○	③
	"	同一	同一(異種事業)		" ○	△	△	△	△	△	○	○	④
	"	"	"(〃)	異なる	" ○	△	△	△	△	△	○	○	⑤
	"	"	"	同一	" ○	△	△	△	△	△	○	○	⑥

×……調整しない △……原則として調整しない ○……調整する

①道路改良(A)ー建築(E) ④道路改良ー特殊改良1種
組合せ例 ②道路改良(A)ー造園(G) ⑤橋梁整備 A 橋の下部ーB 橋の下部
③道路改良(A)ー河川改修(A) ⑥道路改良(1工区)ー同箇所(2工区)

(注) 積算体系が同一とは、一般管理費等率が同じものをいう。

現場管理費には、中止期間中の現場維持等の費用を含む。

共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整要領の運用

- 諸経費調整を行う時期
諸経費調整のみの変更であっても、原則、当初契約後速やかに変更契約を行うこと。
- 諸経費調整のみの変更契約について
諸経費調整のみの変更契約を行う場合は、変更伺には、変更理由書、事業費総括表、経緯調書及び本工事費内訳書の添付でよいものとする。(明細書、単価表、数量計算書、図面の添付は省略し、経緯調書にその旨記載すること。)
- 同時発注工事の調整について
事業費区分の制約等によりやむを得ない場合は、後に変更契約する工事、または対象額により比例配分する方法で諸経費を調整してもよいこととする。
- 共通仮設費の調整について
共通仮設費(率計算部分)については、原則として調整しないこととしており、安易に調整しないこと。ただし、工事箇所及び工期がほぼ同一とみ

なされる場合や、工事箇所がほぼ同一で一方の工期が他方の工期に含まれる場合など、調整することが妥当と判断される場合はこの限りではない。

- 5 追加工事が着工前に工事中止となった場合について
追加工事が、工期開始後30日以内かつ着工前に工事中止された場合
現工事の工事完成届受理日から追加工事の工事中止解除日までが14日以内(完成届受理日を含む)の場合は、工期が継続する工事として諸経費調整を行うこと。14日を越える場合は調整しないこと。
追加工事が、着工後に中止された場合(工期開始後30日を経過した後
に中止された場合を含む)
工期が継続する工事として、諸経費調整を行うこと。